

令和 8 年度
大成中学校体育館空調設備整備工事
実施要領

令和 8 年 1 0 月
御坊市日高川組合中学校組合

第1 業務概要

1 事業の名称

令和8年度 大成中学校体育館空調設備整備工事

2 事業の目的

令和8年度 大成中学校体育館空調設備整備工事（以下「本事業」という。）は、授業や部活動、または災害時に避難所として使用する体育館に空調を整備することにより、快適な教育環境と避難所としての機能を確保することを目的とする。

また、事業実施にあたっては、民間事業の技術やノウハウを最大限活用し、短期間に導入することで他校との学校間の公平性を確保しながら、早期の整備を実現させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「令和8年度 大成中学校体育館空調設備整備工事实施要綱」の規定による。

3 事業の内容

本事業は、御坊市日高川組合中学校組合（以下「組合」という。）の大成中学校体育館【別表1】の空調設備の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、組合との契約を締結したうえでプロポーザル提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計施工一括発注方式」により実施する。詳細については、別添「要求水準書」のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類説明書（様式集）（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

4 提案限度額

提案限度額は、¥49,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（この価格は予定価格を表示しているものではない。）

5 事業の流れ

- （1）組合は、空調設備整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定する。
- （2）組合は、選定事業者と空調設備整備の契約を締結し、選定事業者は当契約に基づき、空調設備の整備を行う。
- （3）組合は、契約を変更する必要がある時は、選定事業者と変更契約を締結する。
- （4）組合は、空調設備整備完了後、完了検査を行い、検査する空調設備に問題がなければ、当該空調設備の引渡しを受ける。

6 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

（1）「設計業務」

ア 空調設備等の設計業務（設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳

書の作成)

イ その他附属する業務

(2)「施工業務」

ア 空調設備等の施工業務

イ 安全対策

ウ その他附属する業務

(3)「工事監理業務」

ア 空調設備等の工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）

イ その他附属する業務

(4)「その他共通業務」

ア 学校ごとの調査業務

イ 関係法令に基づく各種届出

ウ その他、本業務において必要となる業務

7 費用の負担

本事業における組合及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

(1) 組合の負担

選定事業者が行う各種調査、設計、工事監理、工事費など空調設備の整備・引渡しに関するもので、空調設備を整備するうえで必要な費用

(2) 選定事業者の負担

上記(1)の組合が負担する費用を除き、組合が空調設備の引渡しを受けるまでの事業実施に要する全ての費用

8 組合から貸与できる参考資料

本事業を進めるにあたり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。

なお、資料貸与は参加を希望する事業者のみに提供し、本事業の検討に限り使用するものとする。貸与資料の取扱いは協力者以外への配布を禁止とし、取扱いには十分注意すること。

(1) 各「体育館 改修図」（以下「竣工図面」という。）（事業者が必要とする書類がない場合がある。）

(2) その他、組合が必要と認める書類

9 現地確認の開催

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、現地確認期間を設ける。

(1) 実施期間 令和8年10月19日（月）から令和8年10月26日（月）まで

(2) 申込方法

「現地確認申請書」（様式1-1）を記入の上、令和8年10月16日（金）までに、組合教育委員会へ提出すること。各事業者の申請内容を調整し、組合から現地確認日時を指定する。

10 プロポーザルスケジュール

実施要領等の公表・配布	令和8年10月13日(火)
現地確認申請書の提出期限	令和8年10月16日(金)
現地確認	令和8年10月19日(月) ～令和8年10月26日(月)
参加表明・実施要綱等に関する質問書の受付期限	令和8年10月28日(水)
参加表明・実施要綱等に関する質問への回答	令和8年10月30日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年11月6日(金)
参加表明資格審査結果通知	令和8年11月10日(火)
提案書の提出期限	令和8年11月13日(金)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年11月17日(火)
選定事業者の決定・通知・公表	令和8年11月20日(金)
契約	令和8年11月24日(火)予定

第2 空調設備整備の基本方針

1 空調設備整備方針

空調設備整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

(1) 安全・安心で快適な教育環境の実現

生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

(2) 経済的でかつ良好な維持管理ができる設備の導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

(3) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の高効率となる計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。

(4) 体育館への空調の観点から、これら運動環境に適した機器を選定する。

(5) 避難所として運用することも考慮し、機器騒音が低い機器の選定を行う。

2 空調設備整備の基本条件

(1) 基本事項

御坊市日高川町中学校組合立大成中学校の体育館に空調設備を導入する。

(2) 詳細事項

熱源等の詳細は、【別表1】対象一覧による。また、受電設備の整備については、必要に応じて増設・改造での計画とし、整備の際は停電による学校への影響を最小限とするように配慮すること。

ただし、体育館は御坊市と日高川町の指定避難所となっている関係で、施設個々の使用総電力量によっては電力会社から体育館への新たな引き込みが認められる場合があるので、なるべく受電設備の増設・改造を行わないような方策をとること。

詳細については、竣工図面等を参考とする。（必要としている書類があることを保証しない。）

3 要求性能水準

別紙「要求水準書」を参照のこと。

第3 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす事業者をいう。

(2) 参加資格

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、組合がやむを得ないと認める場合は、資格要件を各応募者の変更等により、当該要件を満たすものとする。

2 参加資格要件（入札公告を確認すること）

（１）事業者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、御坊市、日高川町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 日高川町暴力団排除条例（平成 23 年日高川町条例第 17 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。（御坊市の条例についても同様）

オ 組合税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

カ 公告日において、下記の要件を満たす者。

1 資格業種：管工事業

2 日高川町に本社・本店を有する者については日高川町業者評価制度に基づく日高川町業種別認定表において、資格業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがWランクであること。

3 日高川町建設工事等入札参加資格を有する者のうち、御坊市内に本社・本店を有する者については県格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、資格業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがCランク以上であること。

キ 会社の所在：日高川町又は御坊市内に本社・本店を有する者であること。

ク 設計及び監理業務については、自社内、第三者を問わず、1 級建築士が 1 名以上所属している者であること。

ケ 契約金額が 4, 5 0 0 万円以上となる場合は、建設業法第 2 6 条に規定する専任の技術者を配置できる者であること。

第 4 応募の手続き

1 公募の方法

（１）実施要領等の公表

ア 公表日時：令和 8 年 1 0 月 1 3 日（月）

イ 公表方法：日高川町のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。

（２）参加表明・要綱等に関する質問

- 参加表明・要綱等に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。
- ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「参加表明に関する質問書」（様式２－１）あるいは「実施要領等に関する質問書」（様式２－２）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。
- イ 提出期限：令和８年１０月２８日（水）午後５時必着のこと。
- ウ 回答：令和８年１０月３０日（金）までにホームページで公表する。

２ 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類を含む。）とし、副本は正本の写しとする。

（１）参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

- ア 提出方法：様式集に定める様式３－１から様式３－３に必要事項を記入の上、正本１部、副本１部を用意し、持参により提出すること。
- イ 提出期限：令和８年１１月６日（金）午後５時までとする。
- ウ 審査結果：参加資格の審査結果は、令和８年１１月１０日（火）までに、メールにより通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、令和８年１１月１７日（火）を予定している。開催場所、時間などの詳細については、別途通知する。

（２）応募書類の提出

応募書類の提出は、以下のとおり行うこととする。

- ア 提出方法：様式集に定める様式４－１から様式４－８（正本１部、副本６部）を用意し、持参により提出すること。ただし、副本６部については、様式４－１及び様式４－２に所在地、商号又は名称、代表者名を記載しないこと。なお、様式４－３から様式４－８は、Adobe P D F形式による電子ファイルにおいても提出すること。提出はC D ・D V D等のディスクを使用し、ウィルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。
- イ 提出日時：令和８年１１月１３日（金）午後５時までとする。

（３）提出書類

応募者が作成・提出するものは「別表２－提出書類リスト」のとおりとする。

（４）応募に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは中止することがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格がない者による応募

(イ) 代表事業者以外の者による応募

(ウ) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

(エ) 記名押印のない提案書による応募

(オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

(カ) 応募者及びその代理人が行った 2 以上の応募

(キ) その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他組合が必要と認めるときは、組合は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 組合の提示資料の取扱い

組合が提示する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。 エ 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

第 5 選定事業者の決定と契約

1 選定事業者の決定

(1) 評価体制

組合は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、審査委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価と事業者の選定

別紙「事業者選定基準」参照

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和8年11月下旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する。(電話等による問い合わせは不可とする。)

(3) その他

ア 組合は、応募者が故意に審査委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 組合は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。応募者が1名でもプレゼンテーション、ヒアリングを行い、規定どおり審査する。

ウ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により組合に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点提案者を選定事業者として決定する。

2 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

組合は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にし、当該事業者と本契約を締結するものとする。

(2) 契約の締結

契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

(3) 契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

(4) 支払条件

ア 前払金 : 有

イ 中間前払金 : 有

ウ 部分払 : 有

第6 その他

1 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、組合と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が短期間に導入されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに組合及び選定事業者による分担の考え方は、「別表 3－主要リスク分担表」のとおりとする。

2 その他必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。採用された企画提案書は、「日高川町情報公開条例（平成 17 年組合条例第 10 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

3 組合の担当窓口及び書類等提出先

本事業に関する組合の担当窓口また書類等の提出先は、以下のとおり。

御坊市日高川町中学校組合教育委員会 教育課

〒649－1323 和歌山県日高郡日高川町大字小熊2416番地

電話：0738－22－8816／FAX：0738－24－0154

E-mail：kyouiku@town.hidakagawa.lg.jp

注意)

※なお、当プロポーザルに係る「実施要綱、実施要領、要求水準書、事業者選定基準書、様式類」において、記述の主体が日高川町となっているのは、現在、当組合事務を日高川町教育委員会事務所内で行っているためである。

よって、特段記載がない限り、関係する法令、条例等は日高川町だけでなく、御坊市の該当する法令、条例等についても準用するものである。

【別表 1】（体育館の所在地等）

所在地	構造	設置箇所	対象面積 (㎡)	稼働方式
大字土生 1228 番地 2	RC	アリーナ	7 2 3	EHP

【別表 2】 提出書類リスト

1 現地確認	様式
現地確認申込書	1 - 1
2 質問書	
参加表明に関する質問書	2 - 1
実施要綱等に関する質問書	2 - 2
3 応募資格の適格審査	
参加表明書	3 - 1
委任状	3 - 2
参加資格確認申請書兼誓約書	3 - 3
町税（市税）、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※	任意様式
4 提案書	
事業提案書類提出兼誓約書	4 - 1
提案価格書	4 - 2
事業実施提案書 1 「事業実施基本方針、事業実施体制」	4 - 3
事業実施提案書 2 「設計及び施工のスケジュール等の実施可能性」	4 - 4
事業実施提案書 3 「空調設備等の性能、機能」	4 - 5
事業実施提案書 4 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	4 - 6
事業実施提案書 5 「避難所としての特徴」	4 - 7
事業実施提案書 6 「その他の提案」（創意工夫）（参加意欲）	4 - 8

※※納税証明書については、御坊市、日高川町において、納税義務がある場合に提出してください。（課税されていない税目等の証明は不要です。）

【別表 3】主要リスク分担表

○：主たるリスク負担者 △：従たるリスク負担者

リスクの種類		番号	内容	負担者	
				組合	業者
実施要綱等		1	実施要綱等の各種公表文書の誤りや組合の理由による変更に関するもの	○	
制度関連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立などによるもの	○	
		3	本事業だけでなく、広く一般に適用される法令の変更や新規立法によるもの		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税並びに税制変更に関するもの	○	
		5	事業者の利益に課されるもの		○
	許認可等	6	事業管理者として組合が取得すべき許認可の遅延	○	
		7	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
社会	住民対応	8	空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望への対応	○	
		9	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の苦情、要望などへの対応		○
	環境	10	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質排出等)に関する対応		○
		第三者賠償	11	事業者の行う業務に起因する事故等による第三者に損害を与えた場合	
	12		組合の責任により生じた事故で第三者に損害を与えた場合	○	
不可抗力		13	計画段階で想定していない暴風、洪水、地震、落雷などの自然災害及び人為的な事象による空調設備の損害によるもの	○	△
経済	資金調達	14	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	15	設計・設置段階の物価変動		○
調査		16	事業者が実施した測量・調査の結果、想定できない重大な欠陥が発見された場合	○	
計画		17	事業者の設計に不備があった場合		○

		1 8	組合の要望で設計条件の変更を行う場合	○	
工事	工事費 増加	1 9	事業者の責めに帰すべき事由による工事 費の増加		○
	工事 遅延	2 0	組合の責めに帰すべき事由による工事費 の増加	○	
工事監理		2 1	監理業務の不備により、工事内容、工期等 に不具合が発生したとき		○
要求性能		2 2	工事完了後、組合が実施する完成確認で要 求性能に不適合の部分、施工不良の部分が 発見された場合		○

※不可抗力の事由により、組合に追加費用、その他損害が発生した場合、組合は事業者
に損害賠償を行わない。